ロ　当該災害等特別中小企業者の次の（1）に掲げる金額に対する（2）に掲げる金額の割合が百分の七十以下であること。

（1）　中小企業信用保険法第二条第五項第三号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日の一年前の日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

（2）　中小企業信用保険法第二条第五項第三号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

六　当該災害等特別中小企業者が、イ及びロのいずれにも該当すること（当該災害等特別中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第四号に該当することについて同項の認定を受けた場合にあっては、イに掲げるものを除く。）。

イ　当該災害等特別中小企業者が、次の（1）及び（2）のいずれにも該当すること。

（1）　中小企業信用保険法第二条第五項第四号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日の前日まで引き続き一年以上にわたり、同号の経済産業大臣の指定を受けた地域において事業を行っていること。

（2）　中小企業信用保険法第二条第五項第四号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日から同日以後一月を経過する日までの間における売上高等の前年同期における売上高等に対する割合が百分の八十未満であること。

ロ　当該災害等特別中小企業者の次の（1）に掲げる金額に対する（2）に掲げる金額の割合が百分の七十以下であること。

（1）　中小企業信用保険法第二条第五項第四号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日の一年前の日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

（2）　中小企業信用保険法第二条第五項第四号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

2　前項の確認を受けようとする災害等特別中小企業者は、特定贈与認定中小企業者、特定相続認定中小企業者（法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号又は第十号の事由に係るものに限る。）に係る相続の開始の日が災害等が発生した日よりも前であった中小企業者に限る。）及び贈与同年相続中小企業者（相続認定前中小企業者であって、第一種経営承継贈与者又は第二種経営承継贈与者からの贈与（災害等が発生した日前の贈与に限る。）の日の属する年において当該第一種経営承継贈与者又は当該第二種経営承継贈与者の相続が開始し、かつ、当該贈与に係る第一種経営承継受贈者又は第二種経営承継受贈者が当該第一種経営承継贈与者又は当該第二種経営承継贈与者からの相続又は遺贈により財産を取得したことにより相続税法第十九条又は第二十一条の十五の規定により当該贈与により取得した当該株式等の価額が相続税の課税価格に加算されることとなる場合における当該第一種経営承継受贈者又は第二種経営承継受贈者に係る中小企業者（当該株式等について同法第二十一条の十六の規定の適用がある者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）にあっては災害等が発生した日から同日以後八月を経過する日までの間に、特定相続認定中小企業者（当該認定に係る相続の開始の日が災害等が発生した日よりも前であった中小企業者に限る。）、贈与認定前中小企業者（当該認定に係る贈与の日の属する年において当該認定に係る経営承継贈与者の相続が開始し、かつ、当該認定に係る経営承継受贈者が当該経営承継贈与者からの相続又は遺贈により財産を取得したことにより相続税法第十九条又は第二十一条の十五の規定により当該贈与により取得した当該株式等の価額が相続税の課税価格に加算されることとなる場合における当該経営承継受贈者に係る中小企業者（当該株式等について同法第二十一条の十六の規定の適用がある者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）にあっては災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間である中小企業者（当該認定に係る相続の開始の日が災害等が発生した日よりも前であった中小企業者に限る。）、贈与認定前中小企業

ロ　当該災害等特例中小企業者の次の（1）に掲げる金額に対する（2）に掲げる金額の割合が百分の七十以下であること。

（1）　中小企業信用保険法第二条第五項第三号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日の一年前の日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

（2）　中小企業信用保険法第二条第五項第三号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

六　当該災害等特例中小企業者が、イ及びロのいずれにも該当すること（当該災害等特例中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第四号に該当することについて同項の認定を受けた場合にあっては、イに掲げるものを除く。）。

イ　当該災害等特例中小企業者が、次の（1）及び（2）のいずれにも該当すること。

（1）　中小企業信用保険法第二条第五項第四号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日の前日まで引き続き一年以上にわたり、同号の経済産業大臣の指定を受けた地域において事業を行っていること。

（2）　当該災害等特例中小企業者が、中小企業信用保険法第二条第五項第四号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日から同日以後一月を経過する日までの間における売上高等の前年同期における売上高等に対する割合が百分の八十未満であること。

ロ　当該災害等特例中小企業者の次の（1）に掲げる金額に対する（2）に掲げる金額の割合が百分の七十以下であること。

（1）　中小企業信用保険法第二条第五項第四号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日の一年前の日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

（2）　中小企業信用保険法第二条第五項第四号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

2　前項の確認を受けようとする災害等特例中小企業者は、特定贈与認定中小企業者、特定相続認定中小企業者（法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。）に係る相続の開始の日が災害等が発生した日よりも前であった中小企業者に限る。）及び贈与同年相続中小企業者（相続認定前中小企業者であって、経営承継贈与者からの贈与（災害等が発生した日前の贈与に限る。）の日の属する年において当該経営承継贈与者の相続が開始し、かつ、当該贈与に係る経営承継受贈者が当該経営承継贈与者からの相続又は遺贈により財産を取得したことにより相続税法第十九条又は第二十一条の十五の規定により当該贈与により取得した当該株式等の価額が相続税の課税価格に加算されることとなる場合における当該経営承継受贈者に係る中小企業者（当該株式等について同法第二十一条の十六の規定の適用がある者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）にあっては災害等が発生した日から同日以後八月を経過する日までの間に、特定相続認定中小企業者（当該認定に係る相続の開始の日が災害等が発生した日よりも前であった中小企業者に限る。）、贈与認定前中小企業